

幼保連携型認定こども園

千里ニュータウンこども園

入園のご案内

【令和8年度 重要事項説明書】

※幼保連携型認定こども園と保育園は、異なる施設ですのでご注意ください。



〒565-0855 吹田市佐竹台 2-3-1

TEL (06) 6 8 7 1 - 2 2 1 2

FAX (06) 6 8 7 1 - 2 3 1 0

法人ホームページ : <http://www.aino-fukushikai.or.jp>



千里ニュータウンこども園 重要事項説明書

1. 経営主体

法人名	社会福祉法人藍野福祉会（昭和52年7月13日設立）
所在地	大阪府茨木市東太田1丁目4番39号
電話番号	072-627-1901
代表者氏名	理事長 小山 康夫

2. 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	千里ニュータウンこども園
施設の所在地	吹田市佐竹台2丁目3番1号
連絡先	Tel (06) 6871-2212 fax (06) 6871-2310
園長氏名	山田 亜紀
対象児童	産休明けの生後8週間（健康診断の結果、健康であること）を経過し、小学校就学前の児童
利用定員	1号定員 9名、2号定員 78名、3号定員 62名 ※1号定員は、2号認定の子どもの利用定員の範囲内とする。
開設年月日	保育事業開始 昭和40年 4月 認可保育所 昭和52年11月 幼保連携型認定こども園 平成29年4月
施設設備	構造 鉄筋コンクリート造 2階建（令和3年8月内装改修） 延床面積 882.3㎡ 屋外運動場 546.46㎡
施設の内容	1階 0歳児から2歳児保育室、事務室、相談室、医務室、子ども用トイレ、大人用トイレ 2階 3歳児から5歳児保育室、遊戯室、図書室、子ども用トイレ、大人用トイレ 別棟 調理室

3. 職員の状況

職種・勤務時間	配置基準	常勤	非常勤	備考
園長 9:00~17:30	1	1		
副園長 9:00~17:30	1	1		
主幹保育教諭 9:00~17:30 （主任）	2	2		本園での呼称は、「主任」
保育教諭 7:00~19:00	20	26	7	発達支援、延長保育の保育士含む
看護職員 9:00~17:30		2		
作業療法士 9:00~17:30			1	
保育補助 7:00~19:00			5	
栄養士・調理員	2	2	2	給食業務委託 （株）マルワ
嘱託医 内科	1		1	西上クリニック 佐竹台 2-3-2
嘱託医 歯科	1		1	いわずみ歯科 佐竹台 1-2-5
薬剤師	1		1	アピス薬局 上新田 3-10-38

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職員数は変動する場合がありますが、教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

4. 利用定員

利用区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
1 号認定				3 名	3 名	3 名	9 名
2 号認定				2 6 名	2 6 名	2 6 名	7 8 名
3 号認定	1 2 名	2 5 名	2 5 名				6 2 名

※ 1 号認定の受け入れは、2 号認定の子どもの利用定員の範囲内とする。

5. 学級編制

満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、次のとおりの編制を行います。

- ・ 1 学級の園児の数は、3 5 名以下を原則とします。
- ・ 学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある園児で編制します。
- ・ 学級は、3 歳、4 歳、5 歳の各 1 学級とします。

6. 事業の目的

就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、運営方針に基づき、教育、保育を提供します。

7. 運営方針

- （1）子どもの健康と安全を基本とし、家庭と一体となり子どもの豊かな人間性を育てます。
- （2）子どもの最善の利益を追求しながら教育、保育を行います。
- （3）地域の子育てをしている全ての家庭に対して、子育ての相談に応じ助言を行ない、地域で社会的責任を果たします。

8. 教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいが達成されるよう、総合的に指導します。また、教育及び保育活動を通し、「健康で元気な子」、「意欲的に取りくむ子」、「人の気持ちがわかり思いやりのある子」、「きまりや約束を守る子」を育てます。

9. 子育て支援事業

（1）育児相談

実施曜日：火曜日、木曜日（祝祭日除く） 実施時間：9：30～17：30

育児相談員の資格をもった職員を配置。当園の職員だけでなく、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職、関係機関と連携した相談を行います。

（2）延長保育事業

認定に係る教育及び保育時間以外に本園を利用する場合に、延長保育事業を行う。

（3）病児保育事業

本園に通所する園児が教育及び保育時間中に体調不良となった場合に、本園内にお

いて緊急的な対応を図るため、体調不良児対応型の病児保育事業を行う。

(4) 育児教室

子育てについての学習や情報交換、親子遊びの紹介および友達づくりを支援します。

(5) こども園体験

地域の親子等を対象に、こども園体験を行います。園児との交流や保育教諭等からのアドバイスを通じて、親子の育ちを支援します。

(6) 園庭開放

地域の親子等を対象に、毎火曜日 10 時～11 時の間、園庭を開放します。

10. 開園日・利用時間及び休園日

本園の開園時間は、7 時 00 分よりの入室及び 19 時 00 分までの退室となります。

利用区分	利用時間	休園日
1号認定	月～金曜日 9時00分～ 13時30分	・土曜日及び日曜日、祝日 ・夏季休業 8月11日～8月17日まで ・冬季休業 12月25日～1月 6日まで ・春季休業 3月25日～3月31日まで ・その他園長が必要と認めた日
2号認定 (標準時間)	月～土曜日 7時00分～ 18時00分	・日曜日、祝日 ・年末年始 12月29日～1月3日まで ・その他園長が必要と認めた日
2号認定 (短時間)	月～土曜日 9時00分～ 17時00分	
3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7時00分～ 18時00分	
3号認定 (短時間)	月～土曜日 9時00分～ 17時00分	

※2号、3号認定こどもの保育時間は、保護者の通勤、通学や勤務時間等の事情に応じて、園の開所時間の範囲内で、必要な時間の承認を行います。
※教育及び保育の必要がある。または、やむを得ない事情がある場合には、休園日に教育、保育を行う場合があります。
※災害や集団感染等の急迫の事情がある場合には、臨時休園とする場合があります。

11. 延長保育、預かり保育、時間外保育

対象	項目	利用内容	金額
1号認定	主・副食費 (給食費)	主・副食費は、月額負担 ※おやつは、15時以降の利用希望の場合	主食費 月額1,700円 副食費 月額4,500円 おやつ 1日 70円
	主・副食費 の減額	①同月内の利用が無い場合 ②同月内に15日以上連続して欠席の場合 ③月初からの利用が、連続して7日以下のみの利用となった場合	①主・副食費を全額減額 ②主・副食費を半額減額 ③主・副食費を3/4減額
	預かり 保育料	7:00～9:00間の利用	1日 500円
		13:30～15:00間の利用	1日 500円
		15:00～17:00間の利用	1日 500円
		17:00以降の利用	10分ごと 600円
	長期休業間	9:00～13:30間の利用	1日 1,000円
3歳児クラス以上	主・副食費 (給食費)	月の登園しない日が、0日の場合 給食費：9,120円	主食費 月額2,000円 副食費 月額7,120円
		月の登園しない日が、1日の場合 給食費：8,740円	主食費 月額1,925円 副食費 月額6,815円
		月の登園しない日が、2日の場合 給食費：8,360円	主食費 月額1,850円 副食費 月額6,510円
		月の登園しない日が、3日の場合 給食費：7,980円	主食費 月額1,775円 副食費 月額6,205円
		月の登園しない日が、4日以上の場合 給食費：7,600円	主食費 月額1,700円 副食費 月額5,900円
	主・副食費 の減額	①同月内の利用が無い場合 ②同月内に15日以上連続して欠席の場合 ③月初からの利用が、連続して7日以下のみの利用となった場合	①主・副食費を全額減額 ②主・副食費を半額減額 ③主・副食費を3/4減額
短時間 認定	延長保育料	7:00～9:00間の利用 17:00～18:00間の利用	15分ごと 200円 月額上限：10,000円
全園児	延長保育料	18:00～19:00間の利用	15分ごと 200円 月額上限：10,000円
	時間外保育	19:00以降の利用	10分ごと 600円

※市町村が定める副食費減額対象者は、副食費の徴収を除く。

※天災を除き、公共交通機関の遅れが生じた場合も利用料が生じます。

※19:00を超える時間外保育の利用は認めておりません。時間外保育の利用が繰り返される場合には、転退園の対象となる場合がありますのでご注意下さい。

※本園の預かり事業は自主事業の為、預かり保育料（1号認定利用者）は無償化の対象とはなりません。

※月の登園しない日とは、日曜・祭日以外の開園日に、登園しない日のこと。

※主・副食費の減額は、最上限額からの減額となります。

保育時間、延長保育、預かり保育の利用について

◆園の保育時間について

「開園日・利用時間及び休園日」及び「延長保育、預かり保育」の別表の通り、やむを得ない理由により、認定に係る保育時間以外に保育が必要な場合には、延長保育及び預かり保育（以下延長保育事業という）の利用となります。延長保育事業を利用される場合には、別途利用料が必要になります。

◆園が定める保育時間について

保育時間は、保護者の通勤、通学や勤務時間等の事情に応じて、園の開所時間の範囲内で、必要な時間を決めます。

◆保育時間の決定について

必要な保育時間を決定するため、書類の提出をお願いいたします。

① 保育・延長保育事業（変更）申込書（※本園の様式）

ご家庭の状況や保護者の希望する時間をご記入ください。

② 入園に際し市町村へ提出した勤務先や入園理由等に変更があった場合には、以下のA又はBの証明書を提出いただきます。

A. 勤務（予定）証明書【①又は②のいずれか1つ】

① 保育を必要とする事由証明書の写し（※市へ提出される申込書類）

② 勤務（予定）証明書（※本園の様式）

B. 就労以外理由申告書《Aの書類が提出できない方》（※本園の様式）

理由状況により、母子手帳・障がい手帳等・診断書・在学証明書等を確認させていただきます。

◆延長保育事業の種類

① 1号認定の預かり保育

やむを得ない理由等により、利用時間（9：00～13：30）の前後に本園の保育を利用される場合。

② 保育標準時間認定に係る延長保育

事前に延長保育利用の申し込みに必要な書類を提出後、本園の承認を得て午後6時から午後7時の間の保育を利用する場合。

③ 保育短時間認定に係る保育時間

やむを得ない理由等により、利用時間（9：00～17：00）の前後に本園の保育を利用される場合。

◆延長保育事業の利用料について

「延長保育、預かり保育、時間外保育」の別表を参照ください。

◆延長保育事業の利用料請求について

延長保育事業を利用された場合は、各諸費用と一緒に登録指定口座よりの引き落としにてお支払いをいただきます。

◆延長保育事業利用の確認方法について

事務所に設置しております登降園受付機の打刻時間を利用時間として処理いたします。打刻が無い場合には、最長利用時間として処理されますのでご注意ください。

19：00以降の延長は、入室時間の打刻ではなく、退室時間で処理されますのでご注意ください。

12. 食事の提供

・月曜日から土曜日まで毎日手作りの給食を提供しています。

- ただし、行事によりお弁当をご家庭で作っていただくこともあります。
- ・週2～3回は、手作りのおやつを提供しています。
 - ・朝と3時のおやつに牛乳を提供しています。
 - ・離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。
 - ・乳児の粉ミルクは、本園では、明治ほほえみを使用しております。
- なお、ミルクアレルギー等で他メーカーのミルクを希望の方はご相談ください。
- ・哺乳瓶と乳首は、子どもに合わせた物をご家庭でご用意願います。
 - ・毎日の幼児食と離乳食を展示しております

13. 除去食の提供

食物アレルギーのあるお子様に関しましては、できる範囲で除去食を実施しています。
(除去食の提供ができない場合には、弁当を持参いただきます)

ただし、医師の診断書、アレルギー意見書の提出を6カ月毎にお願いします。なお、その提出がなければ、除去食の提供はできません。

14. 保健

ご家庭で体調に変化があった場合には、必ずお知らせください。こども園の利用に際し、集団生活（他の子ども達と同じ活動）をできる事が前提です。子どもは、体調が悪くても集団に入ると思いのほか活発に遊び、体力を消耗します。登園前の健康チェック（検温、顔色、食欲、咳や鼻水、湿疹や発疹等）をご家庭で行った上で、登園をお願いします。また、発熱や湿疹、発疹、眼の異常（充血・眼脂）、嘔吐、下痢症状等がある場合には受診し、医師の指示を受けた後の登園をお願いします。

【お子様を預かることができない場合】

- ・登園時に37度5分以上の熱があるとき。
※解熱後、24時間以上経過するまでは登園不可。但し、発熱原因が風邪以外と診断されたものであり、医師から解熱後の登園許可がある場合には登園可能。
 （登園届、保護者記入用を提出）
- ・目の充血等、感染症の疑いがあるとき。
- ・感染症が疑われる嘔吐、下痢症状等があるとき。
- ・感染性（以下の表を参照）と診断された場合は、他の園児に伝染するおそれがありますので、本園で預かることができません。厚生労働省「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」の登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断にしたい、保護者記入にて、登園届の提出をお願いいたします。

【吹田市病後児・病後児保育の利用】

- ・発熱等の翌朝には、一時的に平熱以下となる場合がありますが、日中には体温が上昇し発熱するケースが多く見られます。発熱した翌日には、病児保育の利用をご検討ください。

【病後の注意事項】

何か変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせください。

- <例> ・昨夜、熱があった ・家庭で怪我をした
 ・嘔吐や下痢 ・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い など

【保育中に体調が悪くなった時】

- ・発熱以外でも全身症状を見て、降園依頼の連絡をする場合があります。

【ワクチン接種の注意事項】

こども園は、集団生活の場です。入園前に受けられる予防接種はなるべく済ませて病気を防ぎましょう。また、ワクチンによるアナフィラキシー反応や重篤な皮膚症状が報告されています。1回目の接種で異常がなかったとしても、2回目や3回目の方が副作用発現頻度は増えると言われています。原則、降園後の予防接種をお願いいたします。

【園での投薬について】

- ・本園では、原則お薬はお預かりいたしません。
- ・園へ登園する子ども達は、集団生活に支障がない健康状態にあり、園で薬を扱うことはありませんが、「発作が起きたら飲ませる」というような、やむを得ず使用が必要な薬については、医師の指示と保護者の承諾の上でお預かりする場合がありますのでご相談ください。
- ・薬を預かる場合には、「与薬に関する指示及び主治医意見書」及び「薬の預かり及び与薬依頼書」（※依頼書1は、1回利用。依頼書2は、複数回利用の場合）の提出が必要となります。あわせて、与薬に関する主治医意見書の裏面に医薬品情報の写しを添付してください。

【感染性胃腸炎の対応について】

感染性胃腸炎の症状と予測される嘔吐、便等によって衣類等に汚れが生じた場合には園での感染拡大防止の為、水洗い等は行わず以下の対応を行います。

- ①汚れた衣類等をビニール袋に入れ、袋を二重に閉じる
- ②閉じたビニール袋をポリ手提げ袋に入れ、袋に名前等を記入
- ③感染性胃腸炎の対応を行った旨をお伝えする

15. 感染症による「こども園登園停止期間の基準」について

こども園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子ども達への感染予防の為、登園の停止等を行っております。

医師の診断及び治療を受けられ、病気が軽快し、他の園児に伝染のおそれなくなりましたら、医師の診断に従い、保護者記入にて、登園届の提出をお願いいたします。

1、医師の診断に従い、登園停止が必要な感染症

※医師の診断に従い、登園停止期間について登園届の提出をお願いします。

※感染症の拡大状況に応じ、医師の登園届記載をお願いする場合があります。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後、5日を経過し、かつ症が軽快した後1日を経過すること 無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により、感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消えた後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		医師により感染のおそれがないと認められていること。（2 回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること）
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること

2、医師の診察を受け、登園の可否の確認が必要な感染症

※医師の診断について、登園届の提出をお願いします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24 ～ 48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治っていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ロタ、ノロ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化していること
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
とびひ	効果的治療開始後 24 時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること

3、本園の判断で登園や保育内容を見合わせて頂く感染症など

※医師の診断について、登園届の提出をお願いします。

感染症名	登園保育内容を見合わせて頂く場合	登園、保育内容の再開めやす
アタマジラミ	・寄生数が多い ・治療の協力が得られない	寄生数が少なくなる。適切な治療を行っていること
伝染性軟属腫 (ミズイボ)	・イボを掻きこわし、傷から 滲出液が出ている場合	傷からの滲出液を被覆できる程度のものであること

16. 利用料金

以下の利用料金をお支払頂きます。お支払方法については、本園の請求システム上、ゆうちょ銀行の口座より引落を行います。尚、保育料等の利用料金の支払いが1か月以上滞納し、支払相談及び督促等に応じない場合には、市町村と協議し、事前に解除する旨を通知後に、利用契約を解除することがあります。

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

特定教育・保育に係る利用者負担の金額は、保護者の居住する自治体が決定致します。尚、特定教育・保育に係る利用者負担の金額は、本園にお支払いいただきます。

(2) 教育、保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

以下の内容及び別表に掲げる準備用品の費用を負担していただきます。

- ・ 延長保育事業利用料（利用者のみ）
※詳細は、「保育時間、延長保育について」（4ページ）をご確認ください。
- ・ 布団リース代（全園児対象。ただし、5歳児は、12月まで）
：月額 1,380 円
- ・ 主・副食費・おやつ代（1号認定利用者のみ）
：月額 主食費 1,700 円 副食費 4,500 円
※預かり保育利用し、おやつを提供する場合には、1日70円を別途徴収します。
- ・ 主・副食費代（3歳児以上）※2歳児以下の保育料には、主食費代が含まれています。
月の登園しない日が0日の場合：月額 主食費 2,000 円 副食費 7,120 円
月の登園しない日が1日の場合：月額 主食費 1,925 円 副食費 6,815 円
月の登園しない日が2日の場合：月額 主食費 1,850 円 副食費 6,510 円
月の登園しない日が3日の場合：月額 主食費 1,775 円 副食費 6,205 円
月の登園しない日が4日以上の場合
：月額 主食費 1,700 円 副食費 5,900 円
- ・ 主・副食費の減額
1号認定者は、給食費 6,200 円、3歳児クラス以上は、9,120 円から次の①～③の場合は、給食費を減額します。
①同月内の利用が無い場合、全額減額
②同月内に15日以上連続して欠席の場合、半額減額
③月初からの利用が、連続して7日以下のみの利用となった場合、3/4減額
- ・ 開所時間を超える延長料金（閉園後、19:00以降）
：10分ごとに600円
- ・ 紙おむつ、紙パンツ 1枚 40円
- ・ その他、遠足等の行事により費用を徴収する場合があります。

（３）領収書の発行について

領収確認の翌月、10 日前後に当月請求書と合わせ領収書を発行いたします。
領収書の再発行は行いませんのでご注意ください。

17. 利用の開始及び終了

本園を利用する場合及び終了する場合は、次のとおりになっております。

【入園について】

① 1 号認定の子ども

本園に直接お申込み下さい。2 号認定子どもの利用定員に空きがある場合に利用することができます。尚、定員を超える利用希望があった場合には、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定いたします。

- ・兄弟姉妹が在園している者を優先する。
- ・その他の者は抽選後、面接により選考する。

② 2 号、3 号認定の子ども

保護者の居住する自治体に利用申込書を提出して下さい。申込者が多数の場合には、吹田市の利用調整及び選考基準により入園が決定いたします。

③ 入園の内定後

入園内定後に面接（健康診断等の提出書類が必要）を行います。面接時等に虚偽の申し出があった場合や本園での教育及び保育を行うことが困難な場合には、内定を取り消す場合もございます。

【退園、転園について】

- ① 退園及び転園が決定した場合には、速やかに退園届の提出をお願いいたします。
- ② 保護者の居住する自治体が定める支給要件に該当しなくなった場合。
- ③ 利用料（保育料及び実費に係る利用者負担金）等の支払を1ヶ月以上滞納され、支払相談及び督促等に応じない場合、利用契約を解除することがあります。

【修了について】

- ① 園児が小学校就学の始期に達したとき。

18. 慣らし保育について

集団生活の経験のないお子様はもとより、経験のある児童でも環境が変わり、違った顔ぶれの中で過ごす1日は大変長く、重荷になるものです。その不安と疲労を軽減する為、本園では「慣らし保育」（約1週間）を行います。初日は、午前9時から11時迄とし、次の日より少しずつ保育時間を延ばしていきます。尚、児童の状況により、慣らし保育の短縮や延長をお願いする場合がございます。

19. 産休・育休中の保育、リフレッシュ保育の保育時間について

産休・育休期間中の保育時間は、午前9時から午後4時までの間、平日（特別保育期間を除く）のみとしており、土曜日は原則お断りいたします。

仕事が休みの日や体調がすぐれない日などに、保護者の方のリフレッシュの為にお子さんをお預かりいたします。この場合の保育時間も同様（午前9時から午後4時まで）になります。尚、やむを得ない事情等により、保育時間の延長、延長保育が必要な場合

は事前にご相談ください。

20. 特別保育期間について

8月10日（月）～8月17日（月）の特別保育期間中は、産休・育休中の方及びお仕事がお休みの場合には、ご家庭での保育をお願いいたします。

21. 連絡帳について

もも組～さくら組（0歳児～2歳児）につきましては、キッズビューアプリでの連絡交換となります。職員が登園後すぐに確認できないこともありますので、ご家庭での様子で気になることがございましたら、連絡帳記載だけではなく、口頭でも保育教諭へお伝えください。また、本園での様子などについて、連絡帳に記載できない場合もございます。この場合は、お迎え時や電話などで、口頭でお伝えいたします。

幼児クラス（うめ組～ふじ組（3歳児～5歳児））につきましては、連絡帳はおねがいいたしません。希望される場合は、連絡帳をご家庭でご用意ください。但し、連絡帳による相談内容やお子様の本園での様子などについては、基本的には口頭でお伝えいたしますことをご了承ください。

22. 教育、保育参観と個人懇談について

事前の申出により、平日の教育、保育設定時間について、いつでも参観が可能です。また、日時の調整を行い、いつでも個人懇談が可能です。但し、教育、保育設定内容により参観が出来ない場合や感染症の流行により、急な中止となる場合があります。

また、お子様の成長等をお伝えする為に、本園より参観、懇談を依頼する場合がございます。ご協力を頂きますようお願いいたします。

23. カメラ等の撮影について

園児、職員の許可を得ないカメラ等での撮影、参観時の撮影を禁止しております。撮影された映像等は、撮影された本人の許可なくSNS等への掲載は「プライバシー保護・個人情報」等の問題が生じます。

本園では、撮影を可能とする園行事のみ、ご家庭でのお子様の成長記録としての撮影を可能としております。SNS等の利用が当たり前となりつつある昨今、犯罪等から守るために厳守ください。

24. 地下駐車場の利用について

園周辺の道路に自動車を絶対に駐車（路上駐車）しないでください。地下駐車場は、隣接の高齢者施設（青藍荘）の所有ではありますが、朝夕の送迎時のみ駐車場（白線ラインの場所）をご利用いただけます。尚、オレンジラインの場所は、施設車両専用となっており、駐車禁止です。また、駐車場への移動は必ず専用階段を利用し、送迎後は速やかに車の移動をお願いいたします。尚、保護者参加行事等の場合には、使用することができませんのでご注意ください。（長時間の駐車厳禁）

地下駐車場の一部を職員の自転車、バイク用駐輪場として確保し、使用しておりますが、当職員以外の地下駐車場への自転車等の駐輪は認めておりません。自転車の駐輪は、所定の場所（門扉横）をお願いいたします。

駐車場内での事故に関しては、一切の責任を負いかねます。利用される場合には、十分にご注意頂くようお願いいたします。

25. その他

以下の場合には、必ずお知らせください。

① 就労先を辞めた時、変更があった時

緊急連絡時に困りますので、すぐにお知らせください。

市役所に就労変更を知らせます。所定用紙の提出をお願いします。

② 住所、電話番号が変わった時

本園と吹田市役所保育幼稚園室に連絡してください。

③ 保護者が変わった時

すみやかに園長にお知らせください。

④ お迎えの方（送迎者）が変わった時

保護者以外の方が迎えにこられる場合は、事前にお伝えください。原則、連絡がない場合には、お子様をお渡しすることができません。尚、中学生以下の方のお迎えは、降園時の安全面からもお断りいたします。

⑤ 急な用事で遅くなる時

残業や急用で遅くなる場合には、必ずご連絡ください。

⑥ 欠席、遅刻の時

欠席や遅刻の際は、9時00分までに必ず**キッズビューアプリ**での連絡をお願いいたします。遅刻の場合は、10時30までに登園してください。

26. 要望、苦情等に関する相談窓口

本園に対してのご意見、ご要望を受け付けています。お気づきのことがあれば、ご遠慮なくお伝えください。ご意見等につきましては、職員誰でもご意見を賜りますが、担当者を設けておりますのでお知らせします。

本園の相談窓口	・受付担当者 川中 千穂、政埜 朱美 ・解決責任者 山田 亜紀 ・ご利用時間 9時00分～17時00分（月～金） ・電話番号 06-6871-2212 ・FAX 06-6871-2310
運営適正化委員会	・福祉サービス苦情解決委員会 ・電話番号 06-6191-3130 ・FAX 06-6191-5660
第三者委員	・木村 修治 06-6376-4483 ・京極 孝夫 072-641-2298

27. 非常災害対策

【吹田市に暴風警報、**暴風特別警報**、**大雨危険警報**、大雨特別警報、避難命令が出た場合】

午前6時半の時点	暴風警報、 暴風特別警報 、 大雨危険警報 、大雨特別警報、避難命令（以下、暴風警報等という）が出ている場合は、休園になります。ご自宅で待機してください。
午後12時まで	正午までに暴風警報等が解除された場合は、開園します。 但し、午前8時以降の解除の場合は、給食の提供ができないため、お弁当・離乳食をご持参ください。
登園後	登園後に暴風警報等が発令された場合は、降園となります。

※暴風警報等の発令が予測される場合には、余裕のある行動をお願いいたします。

【吹田市で震度 5 以上の地震が発生した場合】

閉園中	・園舎等の安全確認が終わるまでは、園児の受入を停止します。
開園中	・危険な場所を避け、園庭等に避難を行います。 ・園舎の安全確認が終わるまで、園児の受入を停止します。 ・交通機関やライフライン（電気、水道、ガス、通信等）停止等の被害が生じている場合には、速やかなお迎えをお願いいたします。

【地震・火災による避難場所について】

園舎や周囲に火災が発生した場合やその恐れがある時。園舎の被災が大きく、危険であると判断した時には避難を行います。

※第二次避難場所（火災、破損等により園舎が危険な状態の場合移動）

※第三次避難場所（保護者に引き渡すまで時間を要する場合移動）

第 1 次避難場所	園庭	佐竹台 2-3-1	06-6871-2212
第 2 次避難場所	青藍荘	佐竹台 2-3-1	06-6871-2671
第 3 次避難場所	佐竹台小学校	佐竹台 4-12-1	06-6871-0108
第 3 次避難場所	高野台中学校	高野台 4-5-1	06-6871-0569

【避難先の表示について】

○園を離れる場合は、行き先がわかるように門扉に掲示します。

○災害用伝言ダイヤル（1 7 1）に避難場所を録音します。

※災害用伝言ダイヤルの確認方法

- ①「1 7 1」をダイヤル
- ②伝言を再生される方「2」をダイヤル
- ③「0 6 - 6 8 7 1 - 2 2 1 2」をダイヤル
- ④ガイダンスに従い「1 #」をダイヤル

○「**キッズビューアプリ**」に連絡します。

※登録方法につきましては、別紙をご確認ください。

【園児の引き渡しについて】

○地震、火災、風水害等の災害や事故、事件など（以下、災害等）により、安全に通常の保育が不可能となった場合は、園児を速やかに引き渡しカードにそって引き渡す。

○代理人の場合は、担当職員と園長、複数の職員の立ち会いの元に、代理人の本人確認を行い、園児本人にも確認して引き渡す。

○保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合には、園又は、避難場所において保護者が引き取りに来るまで保護する。

【業務継続可否判断について】

○災害等の状況により、その後のこども園の業務が維持できるかを判断します。

○災害等により、電話連絡等の通信手段が使用できない場合には、立て札や張り紙にて門扉、入口付近に掲示します。

○災害等により開園できない旨を行政へ連絡します。

28. 児童虐待

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技能の向上に努めます。
- (2) 児童虐待の疑いが認められた場合には、児童相談所や市の相談窓口に連絡します。

※児童相談所全国共通ダイヤル 189（イチハヤク）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

29. 保険の種類

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【園児】

三井住友海上火災保険（株）	保育施設賠償責任保障制度
---------------	--------------

【子育て支援事業の参加者】

三井住友海上火災保険（株）	普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約付）
---------------	-------------------------

30. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

園児及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、退園後も継続します。

■よくある問い合わせ、質問など

Q 1. 水筒の購入は、園で可能ですか？

A. 園指定の水筒はございません。各家庭でお子様の使用しやすいサイズをご購入ください。

Q 2 布団は、持ち込みですか？

A. 布団は、レンタルリースの物を使用してもらいます。月額 1,380 円（税込）を毎月 20 日に諸経費として徴収しております。

Q 3. 制服は、ありますか？

A. 3 歳児（うめ組）以上より運動遊びや運動会等の活動着として、園指定の体操服を購入して頂いておりますが、既に体操服をお持ちの場合には、お持ちの体操服を使用して頂くことも可能です。

Q 4. 体操服の長袖、長パンツは必ず購入しなければならないものですか？

A. 長袖、長パンツについては、保護者の要望によって販売を行っております。必ず購入する必要はありませんが、個々の基礎体温や寒さ等の感覚も異なりますので必要に応じ準備下さい。防寒の為に重ね着をする場合には、半袖半パンツの下に無地の物（キャラクター等は禁止）で子どもが自分で着脱できるもの、運動に支障がない物（厚手の物や締めつけがある物以外）をご用意ください。

Q 5. 保護者会の活動は、どのようなものですか？また、園行事などに、保護者が参加し、手伝うことがありますか？

A. 保護者会は設立されておられません。過去には、保護者会がありましたが、会を取りまとめる担い手が集まらず、解散に至りました。行事等に保護者の方に手伝っていただく事はありません。

Q 6. 散歩には出ますか？

A. 近隣には緑豊かな公園が多数あり、気候の良い時期には散歩に出掛けています。感染症拡大防止に向けた取組が必要な場合には、原則、園外活動を中止します。

Q 7. おむつは、紙おむつですか？

A. 紙おむつは、ご自宅から持参頂き、必要枚数を園に保管いたします。預かりの紙おむつが無くなった時には、1 枚 40 円で園の紙おむつを使用します。また、園で紙おむつの処分は行いますが、排泄物の確認をしていただく場合や希望がある場合には持ち帰りを行っています。紙おむつの処分費は無料です。

Q 8. 弁当日はありますか？

A. 毎月ごとのお弁当日は設定していませんが、お盆の期間、遠足日等にお弁当日としております。

Q 9. 保護者参加の行事はありますか？

A. 教育、保育の参観を活動内容により、事前申出により随時参加が可能です。また、運動会、生活発表会、年長児のみサッカー大会に参加いただいております。

Q 10. 個人懇談はありますか？

A. 事前の申出により、日時の調整を行い、いつでも個人懇談が可能です。また、お子様の成長等をお伝えする為に、本園より個人懇談を依頼する場合がございます。

Q 11. 卒園アルバムはありますか？

A. 卒園アルバムはありません。昨今の個人写真の掲載を望まない意向やインターネット上での個人写真の無断使用への懸念といった理由から園から写真等の個人を特定する資料の提供は行いません。（令和 6 年度まで写真提供を行っていましたが廃止）

■新学期準備用品について

入園進級時に、購入または準備して頂く物品です。ばら組（1歳児）から以下の用品を準備していただいております。

※○印の物は、入園・進級時に必ず購入していただきます。（園指定の物品です）

※●印の物は、入園時に購入いただき、必要（サイズ変更、破損等）に応じ買い替えを行ってください。年度途中での買い替えも可能です。（園指定の物品）

※兄弟関係等で●印の物をお持ちの方は、新たに購入していただく必要はございません。

※△印の物は、園で使用の物品と材質や大きさ等に大きな違いがなければ、ご家庭で準備していただいても結構です。

用品名	価格 (税込)	もも 0歳児	ばら 1歳児	さくら 2歳児	うめ 3歳児	すみれ 4歳児	ふじ 5歳児
出席ブック・シール	720		○	○	○	○	○
カラー帽子UVガード付	980		●	●	●	●	●
ナイロンバック	440	●	●	●	●	●	●
体操服上 半袖	2,300				●	●	●
体操服上 長袖	2,800						
体操服下 半パンツ	2,100				●	●	●
体操服下 長パンツ	3,750						
はさみ	420			△	△	△	△
クレパス	710			△	△	△	△
自由画帳	330				△	△	△
粘土	430				△	△	△
粘土ケース	280				△	△	△
粘土板	720				△	△	△
お道具箱	490				△	△	△
のり	220				△	△	△
縄跳び	500					△	△
線のワーク	430					○	
学習ワーク（ひらがな）	430						○
メロディオン卓奏用唄口	430						○

本園における薬の取り扱いについて

1. 与薬の特例実施について

本園職員が保護者に代わって薬を与えることは、原則として行いません。しかし、園で与薬を行えば、集団保育が可能となる慢性疾患等の児童の場合のみ、必要最小限の与薬を特例として行います。原則、1日1回とし、感冒薬・解熱剤・鎮痛剤は含みません。

2. 特例として与薬の対象となるケース

- (1) 抗けいれん剤
- (2) 慢性疾患の定期薬、アトピー性皮膚炎などの外用薬
- (3) 食物アレルギーによるショック症状の予防薬
- (4) 溶連菌感染症、外傷などの抗生物質

3. 注意事項

- (1) 受診した際、こども園に通っていることを伝え、登園時間内にお薬を飲む必要のないよう1日の与薬回数を相談してください。
- (2) やむを得ず園に薬を預ける必要がある場合は、看護師または担任にご相談ください。
- (3) 安全に与薬を実施するために、園指定の「特例与薬実施に関する主治医意見書」をご提出いただきます。記入の際に発生する文書料は、保護者負担となりますのでご了承ください。

※熱性けいれんで座薬を預かる場合は、「何度以上で挿入」「使用する座薬量」を記入していただけてください。

- (4) 与薬期間は、「特例与薬実施に関する主治医意見書」の投与期間のみとなりますのでご注意ください。
- (5) 園指定の「与薬依頼書」に保護者が記入し、薬と一緒に園にご提出ください。記入漏れがある場合、与薬が出来ませんのでご注意ください。
- (6) 与薬が出来るのは、診察した医師が処方した薬に限ります。
- (7) 「特例与薬実施に関する主治医意見書」に記入されている薬品名と合致しない薬品の与薬は出来ませんのでご注意ください。
- (8) 今までに使用したことのない新しい薬は、園での使用時に発疹や嘔吐など思わぬ副反応が生じる恐れがありますので与えられません。園で預かる場合は、少なくとも一度は保護者が与えた薬に限ります。
- (9) 飲み薬は1回分のみ持参し、クラス、名前を必ず記入ください。
- (10) 以下のような場合は、園で与薬が出来ないことがありますので、ご理解ください。
 - ア 服薬を嫌がる、また、吐いて飲ませられないとき
 - イ 水薬の変色、濁り、性状の変化等を認めたとき
 - ウ 本園職員の対応が困難であるとき

千里ニュータウンこども園 園長 宛

与薬依頼書 1

申込者 住 所
氏 名
対象児童との続柄

次の通り、与薬の実施を依頼します。なお、実施に当たって付される条件等について遵守します。

対象児童氏名			クラス名：	組
病院（医院）名	病院（医院）			
病名・症状				
処方日	年	月	日	
与薬日・時間	年	月	日	☐ 食前 ☐ 食後 ☐ その他（ ）
薬品名・種類	【薬品名】			
	☐ 細粒 ☐ シロップ ☐ 軟膏剤(ステロイド 有・無) ☐ 坐薬 mg ☐ その他（ ）			
外用薬使用方法	☐ 抗けいれん剤：℃以上で保護者に連絡し、℃以上で座薬を挿肛する。 ☐ その他（ ）			
その他				

※記入漏れがある場合は、与薬することが出来ませんので、ご注意ください。

※飲み薬は、1回分に小分けしたものをご持参ください。

※薬の袋や容器には、必ずクラス名と児童名をご記入ください。

【園記入欄】

薬の受取職員			薬の受取日	年 月 日
与薬実施職員		与薬実施日	年 月 日	
		与薬実施時間	☐ 食前 ☐ 食後 ☐ その他（ ）	

キリトリ

【報告欄】

与薬実施日・時間： 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

与薬対象児童名：

与薬実施職員名：

千里ニュータウンこども園 園長 宛

与薬依頼書 2

申込者 住 所

氏 名

対象児童との続柄

次の通り、与薬の実施を依頼します。なお、実施に当たって付される条件等について遵守します。

対象児童氏名		クラス名：	組
病院（医院）名	病院（医院）		
病名・症状			
処方年月日	年 月 日		
薬品名 ・薬の種類	【薬品名】		
	☐ 細粒 ☐ シロップ ☐ 軟膏剤（ステロイド 有・無） ☐ 坐薬 mg ☐ その他（ ）		
与薬期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
与薬時間	☐ 食前 ☐ 食後 ☐ その他（ ）		
外用薬使用方法			

※記入漏れがある場合は、与薬することが出来ませんので、ご注意ください。

※飲み薬は、1回分に小分けしたものをご持参ください。

※薬の袋や容器には、必ずクラス名と児童名をご記入ください。

日付	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)
保護者						
薬の受取職員						
与薬実施職員						
日付	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)
保護者						
薬の受取職員						
与薬実施職員						
日付	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)
保護者						
薬の受取職員						
与薬実施職員						
日付	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)
保護者						
薬の受取職員						
与薬実施職員						

感染症による登園届の提出について

こども園は、集団生活の場です。感染症の流行をできるだけ防ぐことはもちろん、園児が一日快適に生活できることが大切です。以下の感染症については、医師の診断に基づき、登園届の提出をお願いいたします。

登園のめやすを参考に、症状が回復しない場合には、医療機関に再度受診し、登園可否の確認を行った上で登園届の提出をお願いします。

（症状等について不明な点がある場合は、医療機関に問い合わせする場合があります。）

◆医師の診断について、登園届の提出（保護者記入）をお願いします。

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること 無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	感染のおそれがないと認められていること。（2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること）
急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治っていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ロタ、ノロ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
とびひ	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
アタマジラミ	寄生数が少なくなる。適切な治療を行っていること
伝染性軟属腫（ミズイボ）	傷からの滲出液を被覆できる程度のものであること

◆インフルエンザ、新型コロナウイルス感染の登園停止期間について

【例】解熱日、症状軽快日（○を付けた日）の翌日が解熱、症状軽快後1日目となります。

		発症後最低5日間は登園できません							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	9日目
日付	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18
解熱、症状 軽快日					○	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能

登園届（保護者記入用）

千里ニュータウンこども園 園長

クラス名 組 児童氏名

【該当疾患に☑をお願いします】

感染症名	登園のめやす
☐ 麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
☐ インフルエンザ（A・B）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
☐ 新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること 無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
☐ 風しん	発しんが消失していること
☐ 水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化していること
☐ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
☐ 結核	感染の恐れがないと認められていること
☐ 咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後2日経過していること
☐ 流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
☐ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
☐ 腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	感染のおそれがないと認められていること。（2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること）
☐ 急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと認められていること
☐ 侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	感染の恐れがないと認められていること
☐ 溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
☐ マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治っていること
☐ 手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
☐ 伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
☐ ウイルス性胃腸炎 （ロタ、ノロ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
☐ ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
☐ R S ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
☐ 帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
☐ 突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
☐ とびひ	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
☐ アタマジラミ	寄生数が少なくなる。適切な治療を行っていること
☐ 伝染性軟属腫（ミズイボ）	傷からの滲出液を被覆できる程度のものであること
☐ その他	病名「 」

※受診日を確認できる診療明細等の提示をお願いする場合があります。

※症状の改善が見られていない場合には、受診された医療機関へ相談させて頂く場合があります。

（医療機関名）（ 年 月 日受診）において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 年 月 日より

登園いたします。

年 月 日 保護者氏名

キッズビューアプリの登録について

「保護者用アプリのご案内」をご確認いただき、「キッズビューアプリ」を登録ください。
出欠連絡、連絡帳、園からのお知らせ等、各種連絡ツールとして使用いたします。園児の送り迎えをされる保護者の方（父母、祖父母等）は、必ずご登録ください。

※兄弟姉妹がいる場合は【児童追加】より、同様に登録します。



①「出欠入力」

⇒午前9時までに、欠席、遅刻、早退の入力を。

②「登降園の確認」

⇒登降園の打刻時間が確認できます。

③「園より」

⇒もも組～さくら組の連絡帳。

各クラス、個別連絡に使用します。

④「ご家庭より」

⇒登園する前（午前9時まで）に入力します。

もも組～さくら組は、連絡帳として使用します。

⑤「身体検査」

⇒身長、体重測定の結果が確認できます。

⑥「お知らせ」

⇒お便りや緊急連絡事項等の連絡に使用します。



欠席、遅刻、早退の場合には、
①「出欠入力」へ、午前9時までに
理由等を必ず入力してください。

登園前に、④「ご家庭より」
を必ず入力



毎日、登園前に検温

※クラスにより、入力項目、表示が異なります。

入力項目	もも	ばら	さくら	うめ	すみれ	ふじ
体温	○	○	○	○	○	○
睡眠時間	○	○	○			
お迎えの方、時間	○	○	○	○	○	○
ミルク・朝食時間・内容	○	○	○			
最終排便の時間・形	○	○	○			
プール、シャワー（夏期のみ）	○	○	○	○	○	○
コメント	○	○	○	○	○	○

◎登園時や午前9時までに入力が無い場合には、電話連絡で確認を行います。

◎記載方法は、入園時配布の「キッズビューアプリ」入力方法を確認ください。

◆登園前に、体温測定、お迎えの方と時間を記入。

◆「コメント」欄には、お子様の様子や体調等について記入。